

改正

平成17年9月22日告示第194号

平成18年9月25日告示第237号

平成20年4月1日告示第129号

平成23年3月29日告示第85号

平成23年10月24日告示第277号

平成25年3月29日告示第84号

平成27年12月21日告示第342号

平成28年3月8日告示第62号

平成30年4月27日告示第150号

平成31年3月28日告示第106号

令和3年3月12日告示第61号

令和4年8月9日告示第223号

鴻巣市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

鴻巣市重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成12年鴻巣市告示第29号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号に基づき、同法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児のうち、市内に住所を有する重度障害者等（以下「対象者」という。）に対し日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって、その福祉の増進に資することを目的とする。

（用具の種目及び対象者）

第2条 この事業の対象となる用具の種類及びその対象者は、別表のとおりとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられるものを除く。

2 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、修理不能により用具の使用が困難となった場合を除き、前回の給付日から同表の耐用年数の欄に規定する期間を経過していない場合は、給付しない。

3 耐用年数を経過した後において、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的かつ効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が対象者の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することができる。

(申請)

第3条 用具の給付を受けようとする対象者又はその親族（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）を市長に関係書類を添えて提出しなければならない。

(調査)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、日常生活用具給付調査書（様式第2号）を作成しなければならない。

(決定等)

第5条 市長は、前条の規定による調査の結果、用具の給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、用具の給付を行うことを決定したときは、日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに日常生活用具給付券（様式第4号）（以下「給付券」という。）を交付するものとする。

3 市長は、用具の給付を却下することを決定したときは、日常生活用具給付却下決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(用具の給付)

第6条 市長は、用具の給付を行うときは、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による給付決定（以下「給付決定」という。）をしたときは、前項の規定に基づき用具の給付を委託した業者に対し、日常生活用具給付委託通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(費用の負担及び支払)

第7条 前条の規定により用具の給付を受けた者又はその者を扶養する者（以下「給付決定者等」という。）は、その負担能力に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担しなければならない。

2 給付決定者等が負担する額は、法第76条に定める補装具費の支給の例により算定した額とする。

- 3 給付決定者等は、用具を納付する業者に給付券を添えて、前項により負担することとされている額を当該業者に支払うものとする。
- 4 市長は、用具を納付した業者からの請求により、用具の給付に要した費用の額から前項の規定により給付決定者等が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表に定める額を限度とする。
- 5 業者が前項の請求をするときは、給付券を添えて行うものとする。

(人工呼吸器用自家発電機等の償還払)

第8条 前条第3項及び第4項の規定にかかわらず、別表に規定する人工呼吸器用自家発電機、外部バッテリー（充電器・インバーターを含む。）（以下「人工呼吸器用自家発電機等」という。）の給付に限り、償還払（給付決定者等が当該用具の費用の全額を当該用具を納付する業者に支払い、当該額から同条第2項の規定により負担することとされている額を控除した額（以下「公費負担額」という。）を市が給付決定者等に対し支払うことをいう。）により用具の給付をすることができる。

- 2 前項の規定による償還払による人工呼吸器用自家発電機等の給付（以下「償還払給付」という。）には、第6条及び前条第5項の規定は、適用しない。
- 3 償還払給付を受けようとする者は、第3条の規定による申請の際、その旨を申し出るとともに、購入する用具の商品名、購入金額及び当該用具を納付する業者が分かる書類を提出するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による申出があった場合において、給付決定をするときは、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による給付券の交付は行わないものとする。
- 5 給付決定者等は、償還払給付に係る公費負担額の支払いを受けようとするときは、日常生活用具（人工呼吸器用自家発電機・外部バッテリー）給付請求書（様式第7号）に領収書その他の商品名、購入金額、当該用具を納付する業者及び購入日が分かる書類（当該業者が発行したものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による請求があったときは、公費負担額を速やかに当該給付決定者等に支払うものとする。

(用具の管理)

第9条 給付決定者等は、当該用具を第1条の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 市長は、給付決定者等が前項の規定に違反したときは、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(給付台帳の整備)

第10条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳（様式第8号）を整備するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成12年6月13日から施行する。

(吹上町及び川里町の編入に伴う経過措置)

- 2 吹上町及び川里町の編入の日前に、吹上町心身障害児等に係る日常生活用具の給付等に関する規則（平成12年吹上町規則第12号）、吹上町重度身体障害者に係る日常生活用具の給付等に関する規則（平成12年吹上町規則第23号）、吹上町日常生活用具（補助具）給付事業実施要綱（平成8年吹上町告示第20号）、川里町心身障害児等に係る日常生活用具の給付等に関する規則（平成12年川里町規則第20号）、川里町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成3年川里村告示第26号）、川里町日常生活用具（補助具）給付事業実施要綱（平成10年川里村告示第48号）又は川里町日常生活用具（補助具）給付事業に係る自己負担金補助要綱（平成10年川里村告示第51号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年告示第194号）

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年告示第237号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条第2項の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請について適用し、施行日前に申請された負担額については、なお従前の例による。

附 則（平成20年告示第129号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年告示第85号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第277号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年告示第84号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月21日告示第342号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年3月8日告示第62号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月27日告示第150号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鴻巣市重度障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請のあった日常生活用具の給付について適用し、施行日前に申請のあった日常生活用具の給付については、従前の例による。

附 則（平成31年3月28日告示第106号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月12日告示第61号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鴻巣市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請のあった日常生活用具の給付について適用し、施行日前に申請のあった日常生活用具の給付については、なお従前の例による。

附 則（令和4年8月9日告示第223号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第2条、第7条関係）

1 介護・訓練支援用具

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額（円）
特殊寝台	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者 (18歳以上) (2) 寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
特殊マット	(1) 重度又は最重度の知的障害者 (2) 下肢又は体幹機能障害1級又は2級の障害児 (3歳から17歳まで) (3) 下肢又は体幹機能障害1級の障害者で、常時介護を必要とする者 (18歳以上) (4) 寝たきりの状態にある難病患者等	褥(じょく)瘡(そう)の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
特殊尿器	(1) 下肢又は体幹機能障害1級の障害者で、常時介護を要する者 (学齢児以上)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000

	(2) 自力で排尿できない 難病患者等			
入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害者で、入浴に当たって家族等他人の介助を要する者 (3 歳以上)	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5 年	82,400
体位変換器	(1) 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害者で、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者 (学齢児以上) (2) 寝たきりの状態にある難病患者等	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5 年	15,000
移動用リフト	(1) 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害者 (3 歳以上) (2) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	介護者が重度障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	4 年	159,000
訓練椅子	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害者 (3 歳以上)	原則として附属のテーブルを付けるもの	5 年	33,100
訓練用ベッド	(1) 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害者 (学齢児以上) (2) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの	8 年	159,200

備考

- 1 難病患者等とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年号外政令第10号）で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者をいう。
- 2 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

2 自立生活支援用具

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額（円）
入浴補助用具	(1) 下肢又は体幹機能に障害を有し、入浴に介助を必要とする者 (3歳以上) (2) 入浴に介助を要する難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年	90,000
便器	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者 (学齢児以上) (2) 常時介護を必要とする難病患者等	障害者等が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる。)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450
頭部保護帽	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある者 (2) 重度又は最重度の知的障害者、又は精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	主原料がスポンジ及び革のもの 12,768 主原料がスポンジ、革及びプラスチックのもの 30,870

T字状又は棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者	障害者（児）が容易に使用し得るもの	3年	木製 2,266 軽金属製 3,090
移動・移乗支援用具	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 (3歳以上) (2) 下肢が不自由な難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。） (1) 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえた、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具であるもの	8年	60,000
特殊便器	(1) 上肢障害2級以上の障害者 (2) 重度又は最重度の知的障害者で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者 (3) 上肢機能に障害のある難病患者等	障害者等を介護している者が容易に使用し得る、温水温風を出し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	151,200
火災警報器	(1) 障害等級2級以上の障害者であって火災発生の感知及び避難が著しく困難な者 (2) 重度若しくは最重度の知的障害者であって火災発生の感知及び避難が	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500

	<p>著しく困難な者 (いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)</p>			
自動消火器	<p>(1) 障害等級2級以上の障害者であって火災発生の感知及び避難が著しく困難な者</p> <p>(2) 重度若しくは最重度の知的障害者であって火災発生の感知及び避難が著しく困難な者</p> <p>(3) 難病患者等であって火災発生の感知及び避難が著しく困難な者</p> <p>(いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)</p>	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの</p>	8年	28,700
電磁調理器	<p>(1) 視覚障害2級以上の障害者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) (18歳以上)</p> <p>(2) 重度若しくは最重度の知的障害者(知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) (18歳以上)</p>	<p>障害者が容易に使用し得るもの</p>	6年	41,000

歩行時間延長信号機 小型送信機	視覚障害 2 級以上の障害者 (学齢児以上)	障害者 (児) が容易に使用し得るもの	10年	7,000
聴覚障害者 屋内信号 装置	聴覚障害 2 級以上の障害者 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) (18歳以上)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400
視覚障害者 用誘導装置	視覚障害者であって、音声による誘導を必要とする者 (学齢児以上)	音声による目的物 (位置) 等の確認が可能となるもの	10年	56,000
携帯用信号 装置	聴覚障害者であって、視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができない者 (学齢児以上)	送信機と受信機を 1 組とし、送信機による合図 (呼出し) が触覚等により知覚できるもので携帯可能なもの	10年	18,000
腰掛便座	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害者	次の機能を有するもの。 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 (1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (2) 洋式便器の上に置いて高さを補うもの (3) 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有して	8年	81,000

		いるもの (4) 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。)		
車椅子用段 差異降機	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、常時車椅子を使用し、必要と認められる者 (学齢児以上)	地面と屋内床面の高低差が1メートル程度の場合であって、車椅子に乗ったままの状態で昇降が可能なもの	10年	260,000
人工呼吸器 用自家発電 機、外部バ ッテリー (充電器・ インバータ ーを含む。)	在宅で常時人工呼吸器を使用する者	介助者が容易に使用し得るもの	5年	100,000

備考

- 1 難病患者等とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者をいう。
 - 2 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
 - 3 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含むものとする。
 - 4 人工呼吸器用自家発電機、外部バッテリー（充電器・インバーターを含む。）は、いずれか1種目の給付とする。
- 3 在宅療養等支援用具

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額 (円)
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者 (3歳以上)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
ネブライザー(吸入器)	(1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者 (学齢児以上) (2) 呼吸器機能に障害のある難病患者等	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	36,000
電気式たん吸引器	(1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者 (学齢児以上) (2) 呼吸器機能に障害のある難病患者等	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	56,400
ネブライザー付きたん吸引器	(1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者 (学齢児以上) (2) 呼吸器機能に障害のある難病患者等	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	72,000
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10年	17,000

	(18歳以上)			
視覚障害者 用体温計 (音声式)	視覚障害 2 級以上の障害者 (視覚障害者のみの世帯及 びこれに準ずる世帯) (学齢児以上)	視覚障害者 (児) が容易 に使用し得るもの	5 年	9,000
視覚障害者 用血圧計 (音声式)	視覚障害 2 級以上の障害者 (視覚障害者のみの世帯及 びこれに準ずる世帯) (学齢児以上)	視覚障害者 (児) が容易 に使用し得るもの	5 年	9,700
視覚障害者 用体重計	視覚障害 2 級以上の障害者 (視覚障害者のみの世帯及 びこれに準ずる世帯) (18歳以上)	視覚障害者が容易に使 用し得るもの	5 年	18,000
動脈血中酸 素飽和度測 定器 (パル スオキシメ ーター)	人工呼吸器の装着が必要な 難病患者等	呼吸状態を継続的にモ ニタリングすることが 可能な機能を有し、難病 患者等が容易に使用し 得るもの	5 年	157,500

備考 難病患者等とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者をいう。

4 情報・意思疎通支援用具

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額 (円)
携帯用会話 補助装置	音声機能若しくは言語機能 障害又は肢体不自由であっ て、発声・発語に著しい障 害を有する者	携帯式で、ことばを音声 又は文章に変換する機 能を有し、障害者 (児) が容易に使用し得るも の	5 年	98,800
情報・通信	上肢機能障害 2 級又は視覚	障害者向けのパーソナ	5 年	100,000

支援用具	障害 2 級以上の障害者	<p>ルコンピューター周辺機器やアプリケーションソフト</p> <p>(1) 上肢機能障害者 (児) インテリキー、ジョイスティック等</p> <p>(2) 視覚障害者 (児) 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等</p> <p>(3) 視覚障害者 (児) スマートフォン用テンキーボード等</p>		
点字ディスプレイ	視覚障害 2 級以上であつて、必要と認められる者	文字等のコンピューター一の画面情報を点字等により示すことのし得るもの	6 年	383, 500
点字器	視覚障害者	<p>視覚障害者 (児) が容易に使用し得るもの</p> <p>(1) 標準型</p> <p>ア 両面書真鍮板製</p> <p>イ 両面書プラスチック製</p> <p>(2) 携帯用</p> <p>ア 片面書アルミニウム製</p> <p>イ 片面書プラスチック製</p>	<p>7 年</p> <p>7 年</p> <p>5 年</p> <p>5 年</p>	<p>ア 10, 712</p> <p>イ 6, 798</p> <p>ア 7, 416</p> <p>イ 1, 699</p>
点字タイプ	視覚障害 2 級以上の障害者	視覚障害者 (児) が容易	5 年	63, 100

ライター	で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	に使用し得るもの		
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害 2 級以上の障害者 (学齢児以上)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y 方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者 (児) が容易に使用し得るもの	6 年	録音再生機 85,000 再生専用機 48,000
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害 2 級以上の障害者 (学齢児以上)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者 (児) が容易に使用し得るもの	6 年	99,800
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの (学齢児以上)	画像入力装置を読みた いもの (印刷物等) の上に置くことで、簡単に拡大された画像 (文字等) をモニターに映し出せるもの	8 年	198,000
視覚障害者用時計	視覚障害 2 級以上の障害者 (学齢児以上)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10 年	触読式 10,300 音声式

					13,300
視覚障害者 用地上デジ タル放送対 応ラジオ	視覚障害 2 級以上の障害者 (学齢児以上)	地上デジタル放送のテ レビ音声の受信が可能 なもの	6 年		30,000
聴覚障害者 用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に 著しい障害を有するため に、コミュニケーション、 緊急連絡等の手段として必 要と認められる聴覚障害者	一般の電話に接続する ことができ、音声の代わ りに、文字等により通信 が可能な機器であり、障 害者(児)が容易に使用 し得るもの	5 年		71,000
聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚障害者であって、本装 置によりテレビの視聴が可 能になるもの	字幕及び手話通訳付き の聴覚障害者(児)用番 組並びにテレビ番組に 字幕及び手話通訳の映 像を合成したものを画 面に出力する機能を有 し、かつ、災害時の聴覚 障害者(児)向け緊急信 号を受信するもので、聴 覚障害者(児)が容易に 使用し得るもの	6 年		88,900
人工喉頭	喉頭摘出者	障害者(児)が容易に使 用し得るもの	笛式 4 年 電動式 5 年	笛式 電動式	5,150 72,203
点字図書	情報の入手が主に点字であ る視覚障害者	点字により作成された 図書	—	点字図書価格	
文字放送ラ	聴覚障害者であって、文字	FM文字多重放送の受	6 年		23,000

ジオ	による情報を必要とするもの (学齢児以上)	信が可能なもの		
----	--------------------------	---------	--	--

備考 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

5 排泄管理支援用具

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額 (円)
ストマ装具 (消化器系)	人工肛門を造設した者であって、次のいずれかに該当する者 (1) 直腸機能障害による身体障害者手帳の交付を受けている者又は申請中の者 (2) 医師意見書により、人工肛門を造設していることが確認できる者	人工肛門を造設した者が身体に装着して排泄物を処理するもの	—	月額 8,858 (双孔式の場合は2を乗じて得た額)
ストマ装具 (泌尿器系)	人工膀胱を造設した者であって、次のいずれかに該当する者 (1) 膀胱機能障害による身体障害者手帳の交付を受けている者又は申請中の者 (2) 医師意見書により、人工膀胱を造設していることが確認できる者	人工膀胱を造設した者が身体に装着して排泄物を処理するもの	—	月額 11,639 (双孔式の場合は2を乗じて得た額)
紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難	障害者(児)及び介護者が容易に使用し得るもの	—	月額 12,000

	な者又は3歳以上で高度の 排便若しくは排尿機能障害 の者又は脳原性運動機能障 害かつ意思表示の困難な者	の		
収尿器	脊髄損傷等により排尿障害 がある者	採尿器と蓄尿袋で構成 し、尿の逆流防止装置を 付けたもの	1年	男性用普通型 7,931 男性用簡易型 5,871 女性用普通型 8,755 女性用簡易型 6,077

備考 ストマ及び紙おむつ等は、必要に応じ、給付券1枚につき12か月分まで一括給付できるものとする。

6 住宅改修費

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額 (円)
居宅生活動作補助用具	(1) 下肢、体幹機能障害 又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する障害者が3級以上の者 (学齢児以上) (2) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	障害者等の移動等を円滑にする用具を設置するための次の小規模な住宅改修。 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取換え (5) 洋式便器等への便器の取換え (6) その他(1)から(5)に付帯して必要となる住宅改修	—	200,000

備考

- 1 難病患者等とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者をいう。
- 2 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 3 居宅生活動作補助用具の支給については、介護保険法に規定する住宅改修費の支給基準に準ずるものとする。

日常生活用具給付申請書

年 月 日

(宛先)鴻巣市長

申請者

住 所

氏 名

(対象者との続柄)

電話番号

対 象 者	氏 名			個人番号				
	住 所			生年月日	年	月	日	(歳)
	障害者手帳	第	号	年	月	日	交付	
	障害名			障害等級				
	疾病名	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾病名を記載すること。)						
世帯の 状況	氏 名	対 象 者 との続柄	生年月日	職 業	個人番号			
給付を受けたい 用具の名称				希望する 型式等				
希望する 業 者	名 称							
	所在地					電話番号		
該当する所得区分		生活保護 ・ 低所得 ・ 一般 ・ 一定所得以上						
生活保護への移行予防 措置に関する認定		<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防(定率負担減免措置)を希望します。						
<p>上記のとおり日常生活用具の給付を申請します。 この給付の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機 関に調査、照会、閲覧することを承諾します。</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>								

様式第2号(第4条関係)
 様式第2号(第4条関係)

日常生活用具給付調査書

申請年月日		年 月 日	申請者氏名			
対象者	住 所					
	フリガナ氏名					
	生年月日		性 別		電 話 番 号	
世帯員の状況	氏 名	年 齢	対象者との続柄	課 税 状 況		備 考
				課 税 区 分	市 民 税 所 得 割	
	非課税世帯	所 得	障 害 年 金	手 当	合 計	
所得区分						
基 準 額	見 積 額	利 用 者 負 担 額		公 費 負 担 額		
月額負担上限額						
用 具 名	基 準 額	見 積 書	利 用 者 負 担 額	公 費 負 担 額		
合 計						
上記のとおり確認しました。						
年 月 日		調査者				

日常生活用具給付決定通知書

第 号
年 月 日

様

鴻巣市長



年 月 日付けで申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

対象者	住所				
	フリガナ氏名				
	生年月日		性別		電話番号
給付番号			給付決定日		
用具名					
用具業者	名称				
	所在地				
	電話番号				
基準額		見積額	利用者負担額		公費負担額
月額負担上限額					
注意事項					
1 給付された用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。					
2 1に反した場合は、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。					

様式第4号(第5条関係)
 様式第4号(第5条関係)

日常生活用具給付券

給付番号		給付決定日		年 月 日	
氏 名		生年月日		年 月 日	
住 所					
保護者氏名				続 柄	
用 具 名					
用 具 業 者	名 称				
	所在地				
	電話番号				
基準額		見積額		利用者負担額	
月額負担上限額					
上記のとおり決定する。					
年 月 日					
				鴻巣市長	
印					
受 領 年月日	年 月 日		受領者 氏 名	本人と の関係	

様式第5号（第5条関係）
様式第5号（第5条関係）

日常生活用具給付却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

鴻巣市長



年 月 日付けで申請のありました日常生活用具の給付につきましては、
審査の結果、却下することに決定しましたので通知します。

対象者住所	
対象者氏名	
用具名	
却下とした理由	

日常生活用具給付委託通知書

第 年 月 日
 号

様

鴻巣市長



このことについて、次のとおり日常生活用具の給付を貴社に委託することに決定しましたので、通知します。

対象者	住所			
	フリガナ氏名			
	生年月日		電話番号	
給付番号			給付決定日	
用具名				
用具業者	名称			
	所在地			
	電話番号			
基準額		見積額	利用者負担額	公費負担額
月額負担上限額				

様式第7号（第8条関係）
 様式第7号（第8条関係）

日常生活用具（人工呼吸器用自家発電機・外部バッテリー）給付請求書

年 月 日

（宛先）鴻巣市長

請求者 住所
 氏名
 （対象者との続柄）
 電話番号

年 月 日付けで給付の決定を受けた日常生活用具の給付に係る公費負担額について、次のとおり請求します。

なお、用途は人工呼吸器用として使用し、他の目的では使用しません。これに反した場合は、給付に要した費用の全部又は一部を返還することに同意します。

- 1 請求金額 円
- 2 添付書類 領収書その他の商品名、購入金額、当該用具を納付する業者及び購入日が分かる書類（当該業者が発行したものに限る。）
- 3 振込先

金融機関	銀行 信用金庫 組合 農協		本店 支店 出張所					
口座種別	普通・当座	口座番号						
(フリガナ) 口座名義人								

